

一般社団法人富山県建築士事務所協会定款

〒930-0094

富山市安住町7番1号（富山建築設計会館2F）

TEL (076) 442-1135

FAX (076) 442-1180

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人富山県建築士事務所協会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を富山県富山市に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく団体（以下「法定団体」という。）として、建築士事務所の業務の適正な運営と健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 建築士事務所の業務に関し、設計等の業務に係る契約の内容の適正化その他建築主の利益の保護を図るため必要な建築士事務所の開設者に対する指導、勧告その他の業務
- (2) 建築士事務所の業務に対する建築主その他の関係者からの苦情の解決
- (3) 建築士法に基づく建築士事務所の登録の実施に関する事務及び登録簿等を一般の閲覧に供する事務
- (4) 建築士事務所の開設者に対する建築士事務所の業務の運営に関する研修及び建築士事務所に属する建築士に対する設計等の業務に関する研修
- (5) 建築士法に基づく登録講習機関からの受託業務
- (6) 建築士事務所の業務の適正な運営及び健全な発展並びに建築主の利益の保護に関する調査、研究及び広報業務
- (7) 事故又は災害を防止し、人命及び財産の安全を確保等を目的とした官公庁等からの受託業務
- (8) 官公庁への建議及び関係諸団体との交流
- (9) 講演会、講習会、見学会等の開催
- (10) 建築設計、工事監理等の業務を通じた地域社会に貢献する事業
- (11) 建築士事務所及び建築士事務所に属する所員の福利厚生の向上に資する事業
- (12) 前各号の事業に関する図書並びに印刷物等の刊行及び頒布
- (13) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、富山県において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 建築士法に基づき富山県知事又は富山県知事から指定を受けた指定事務所登録機関の登録を受けた建築士事務所の開設者
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同する個人、法人又はその他の団体

- 2 前項第1号の規定にかかわらず、同号の開設者がその建築士事務所に所属する者の中から、正会員の権利及び義務について委任した者（以下「選任者」という。）は、正会員とみなす。

（入会）

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込をし、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定により入会の申し込みがあったときは、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき不当な条件を付してはならない。

（入会金及び会費）

第7条 前条の承認を得た者は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第1項各号の一又は第11条の規定に該当するおそれのある場合は、理事会の承認を得なければ退会できない。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) 別に定める「倫理規定」に違反する行為等により本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに当該会員に、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。
 - 3 第1項の規定により除名したときは、会長は、その会員に理由を付して通知しなければならない。

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき。
 - (2) 総正会員が同意したとき。
 - (3) 建築士事務所を廃業又は解散したとき、若しくは登録を取り消されたとき。
- 2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
 - 3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金は、これを返還しない。

（懲戒）

第11条 会員が、別に定める「懲戒規定」の懲戒事由に該当する行為をしたときは、理事会の決議を得て懲戒することができる。

（会員の責務）

第12条 会員は、名称、所在地、開設者、選任者並びに管理建築士等、本会に届け出た事項に変更が生じたときは、速やかに届出なければならない。

- 2 会員は、第4条第2号に掲げる事業に関して、文章若しくは口答による説明又は資料の提出を求められた場合、正当な理由がないのに、これを拒んではならない。
- 3 会員は、この定款及び倫理規定に定める理念と規範に則って行動し、本会が目的達成のために実施する事業に積極的に参加するよう努めなければならない。

第4章 総 会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総会の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するときには、正会員に対し、総会の日時、場所及び目的たる事項を示して、開会の1週間前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、書面評決又は電磁的方法による書面評決ができることを定めた場合には、総会の日の2週間前までに通知しなければならない。

(議 長)

第17条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第19条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第20条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事15名以上25名以内
- (2) 監事3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、5名以内を副会長とし、専務理事1名を置くことができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の役員若しくは使用人を兼ねることができない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等以内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。
- 5 専務理事は常勤とし、会長及び副会長を補佐し、理事会の決議に基づき、本会の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総会において、正会員の半数以上であって、議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

(報酬等)

第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において別に定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支給することができる。

(名誉会長等)

第29条 本会に、名誉会長、顧問、相談役及び参与を若干名置くことができる。

- 2 名誉会長は、総会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問、相談役及び参与は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 4 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(名誉会長等の職務)

第30条 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定および解職

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 会計

(事業年度)

第37条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 正味財産増減計算書

(6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第5号の書類については、総会に提出し、第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第40条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第41条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第42条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 委員会及び支部

(委員会及び部会)

第43条 会長は、会務運営及び第4条の事業遂行のために必要と認めるときは、理事会の決議を得て委員会又は部会を設けることができる。

- 2 委員長及び委員は、会員及び学識経験者のうちから、会長が選任し、理事会の承認を得るものとする。
- 3 委員会及び部会に関する必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

(支部)

第44条 本会は、別に定める区域ごとに支部を置くことができる。

- 2 支部は、支部総会の決議により支部会費を定め、支部に属する会員に対し支部会費を徴収することができる。
- 3 支部の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第45条 本会の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員の任免は、理事会の決議を経て会長が行う。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により、別に定める。

第11章 公告の方法

(公告)

第46条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第12章 補則

(委任)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

- 2 この定款及び細則で定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定めることができる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人法に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散と登記と一般法人の設立の登記を行ったときは第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 本会の最初の代表理事は堂田重明とする。